

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 香川県仲多度郡多度津町桜川二丁目1番94号

氏 名 多度津運送株式会社
代表取締役 佐藤 武治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 7 年 11 月 13 日

許可の有効年月日 令和 12 年 11 月 12 日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

裏面のとおり
以下余白2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年11月13日 更新許可

令和 4年 5月16日 変更許可により取扱品目（汚泥）の追加

令和 6年 7月23日 変更許可により取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ）の追加及び取扱品目（汚泥）の限定の変更

令和 7年 8月25日 変更届出により取扱品目（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物）の限定の変更

令和 7年11月13日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の京築保健福祉環境事務所で行ってください。

1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1,2-ジクロロエタン又は1,1-ジクロロエチレン又はシス-1,2-ジクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタン又は1,1,2-トリクロロエタン又は1,3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1,2-ジクロロエタン又は1,1-ジクロロエチレン又はシス-1,2-ジクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタン又は1,1,2-トリクロロエタン又は1,3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）

ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）

汚泥（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1,2-ジクロロエタン又は1,1-ジクロロエチレン又はシス-1,2-ジクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタン又は1,1,2-トリクロロエタン又は1,3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上6品目 以下余白

